

学校施設建替え計画(案)の 検討状況について (令和8年2月時点)

荒川区教育委員会

目次

1. 概要	p03	6. 教育の質の向上についての考え方	
2. これまでの経緯	p04	(1) 新しい学校の施設について	p13
3. 中間報告2回目からの変更点		(2) 小中一貫教育について	
(1) 代替校舎の候補地について	p05	・小中一貫型学校と義務教育学校との違い	p14
(2) 荒川遊園B地区を候補地とした理由	p06	・小中一貫教育のメリット・デメリット	p15
■ 新たなロードマップ	p07	・荒川区が目指す小中一貫教育のすがた	p16
4. 新たなロードマップの考え方	p08	(3) 少人数指導について	p17
(1) 通学について	p09	(4) 特別支援教育等の充実について	p18
(2) 小中一貫校について	p10	■ スクールバス事例	p19
(3) 統合等に関して	p11		p23
5. 建替え期間中の対応	p12	■ 今後の予定	p24



1 概要

- 9月にご説明した学校施設建替え計画案（中間報告2回目）から
内容を変更
- 建替えに伴う教育の質の向上についての考え方を再整理



2 これまでの経緯

R6

12月4日 文教・子育て支援委員会報告（中間報告）

R7

7月1日 文教・子育て支援委員会報告（中間報告 2 回目）

7月～10月 関係各所に説明
(校長会、町会、PTA、第一期対象校の在校生保護者等、園長、地区委員会会長等)

10月16日 文教・子育て支援委員会報告(保護者説明会実施状況及び今後の予定)

3 中間報告 2 回目からの変更点等

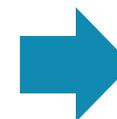
(1) 代替校舎の候補地について

- 第六瑞光小敷地内 について

候補地から 除外 する

- 新たに 荒川遊園B地区 を
候補地とする

【9月説明会時】 代替校舎候補地
生涯学習センター
汐入東小
第五中 敷地内
第六瑞光小 敷地内



【変更後】 代替校舎候補地
生涯学習センター
汐入東小
第五中 敷地内
荒川遊園B地区

13 中間報告 2 回目からの変更点等

※現在リニューアル工事中



(2) 荒川遊園B地区を候補地とした理由

- 代替校舎候補地は、
区の東側に多い 状況



- ※ 荒川遊園B地区 に
代替校舎を確保することで、
尾久地域の児童生徒の 負担を軽減

※荒川遊園B地区は 都市公園 であるため、
占用許可を得る等、関係機関と協議を進める



新たな ロードマップ

構想・設計

代替校舎改修・建設
(解体含む)

建替え
(解体含む)

<第一期>

		←第一期→										←第二期→								
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25		
代替校舎	生涯学習センター（既存）	→		→			○第六日暮里小学校 代替校舎使用開始				○第二峡田小学校 代替校舎使用開始									
	第五中学校敷地内（新設）	→		→			○第七峡田小学校 代替校舎使用開始				○第四峡田小学校 代替校舎使用開始									
	荒川遊園B地区（新設）	→			→			○尾久宮前小学校 代替校舎使用開始				○赤土小学校 代替校舎使用開始								
	汐入東小学校（既存）								R15年度末 閉校予定	○瑞光小学校 代替校舎使用開始										
第一期対象校	第六日暮里小学校	→				生涯学習センター代替校舎					○小中一貫校供用開始 (諏訪台中学区の一部)									
	第七峡田小学校	→			→				第五中代替校舎					○小中一貫校供用開始 (第五中)						
	尾久宮前小学校	→				→				遊園B地区代替校舎				○新校舎供用開始						
	瑞光小学校	→						→				汐入東小代替校舎				○新校舎供用開始				
	第二峡田小学校	→							→				生涯学習センター代替校舎				○新校舎供用開始			
	第四峡田小学校	→								→				第五中代替校舎				○新校舎供用開始		

<第二期>

対象校	赤土小学校	→										遊園B地区代替校舎				○小中一貫校 供用開始 (第九中)			
	第六瑞光小学校	R20年度末 まで設置																	

4 新たなロードマップの考え方

変更しない

前回の説明会と同じ

- 教室不足への対応のため
六日小の1校目着手
- 生涯学習センターの
代替校舎としての活用時期

変更する

前回の説明会から検討し、変わったところ

- 尾久地域 の代替校舎を 荒川遊園B地区 とし、
令和15年度 から活用
- 尾久宮前小 は、荒川遊園B地区に比較的近いことから
最初に活用することとし、4年前倒し する
- 上記により、赤土小 は 第二期 へ変更し
第四峡田小 を 第一期 に繰り上げる

4 新たなロードマップの考え方

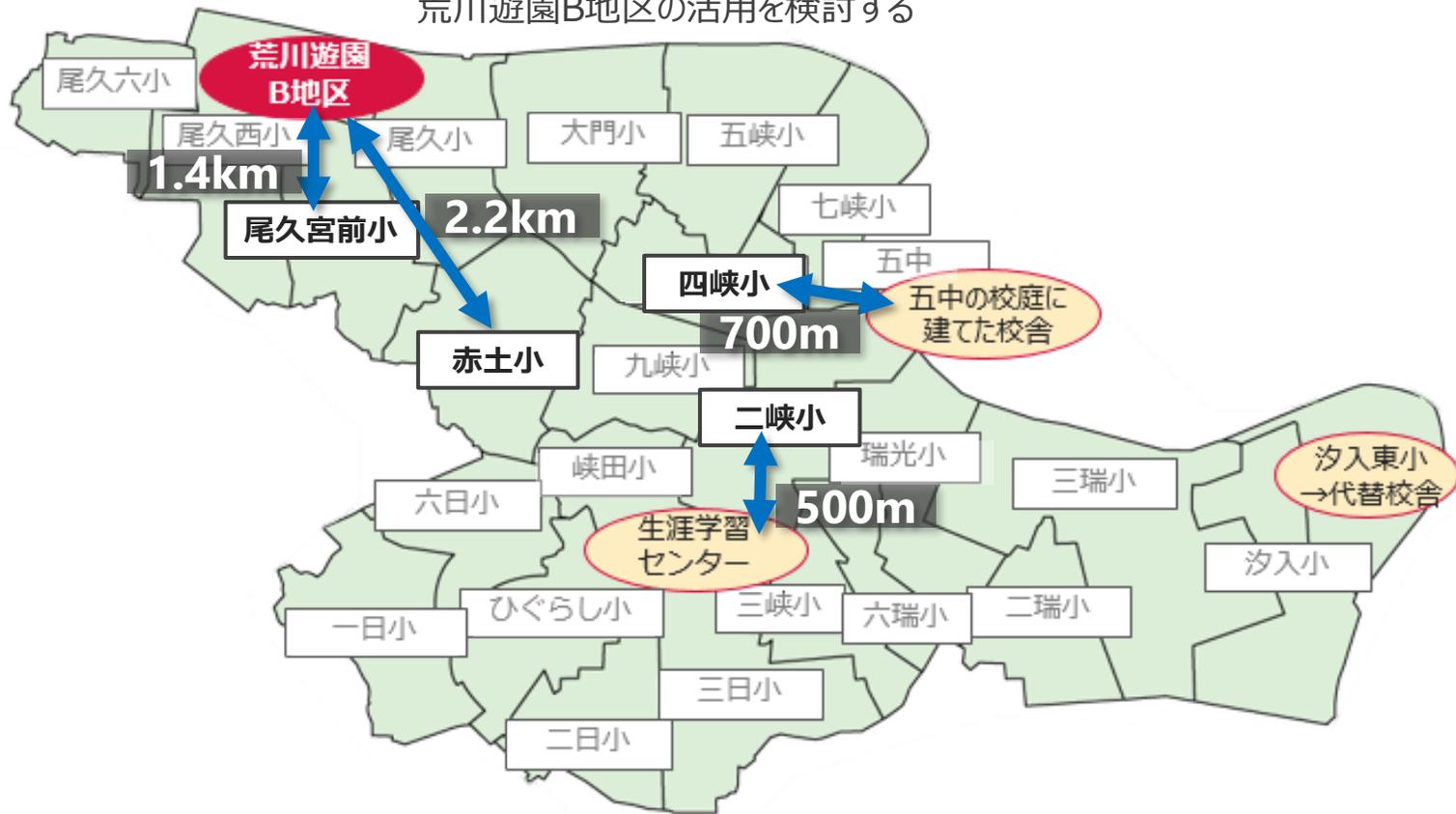
(1) 通学について

※通学区域によっては自宅から学校が遠く
徒歩での通学が難しい場合があるため
該当する児童はバス通学を検討します

- 可能な限り **近い代替校舎** に変更し、
より安全な通学ができるようにする

- ✓ 第二峡田小 → 生涯学習センター
(500m)
- ✓ 尾久宮前小 → 荒川遊園B地区
(1.4km)
- ✓ 赤土小 → 荒川遊園B地区
(2.2km)
- ✓ 第四峡田小 → 第五中
(700m)

※第二期以降も、尾久地域の学校は
荒川遊園B地区の活用を検討する



4 新たなロードマップの考え方

(2) 小中一貫校について

- 第七峡田小・第五中**

R11 構想・設計着手

(2年前倒し)

開校をR20から R18 に変更

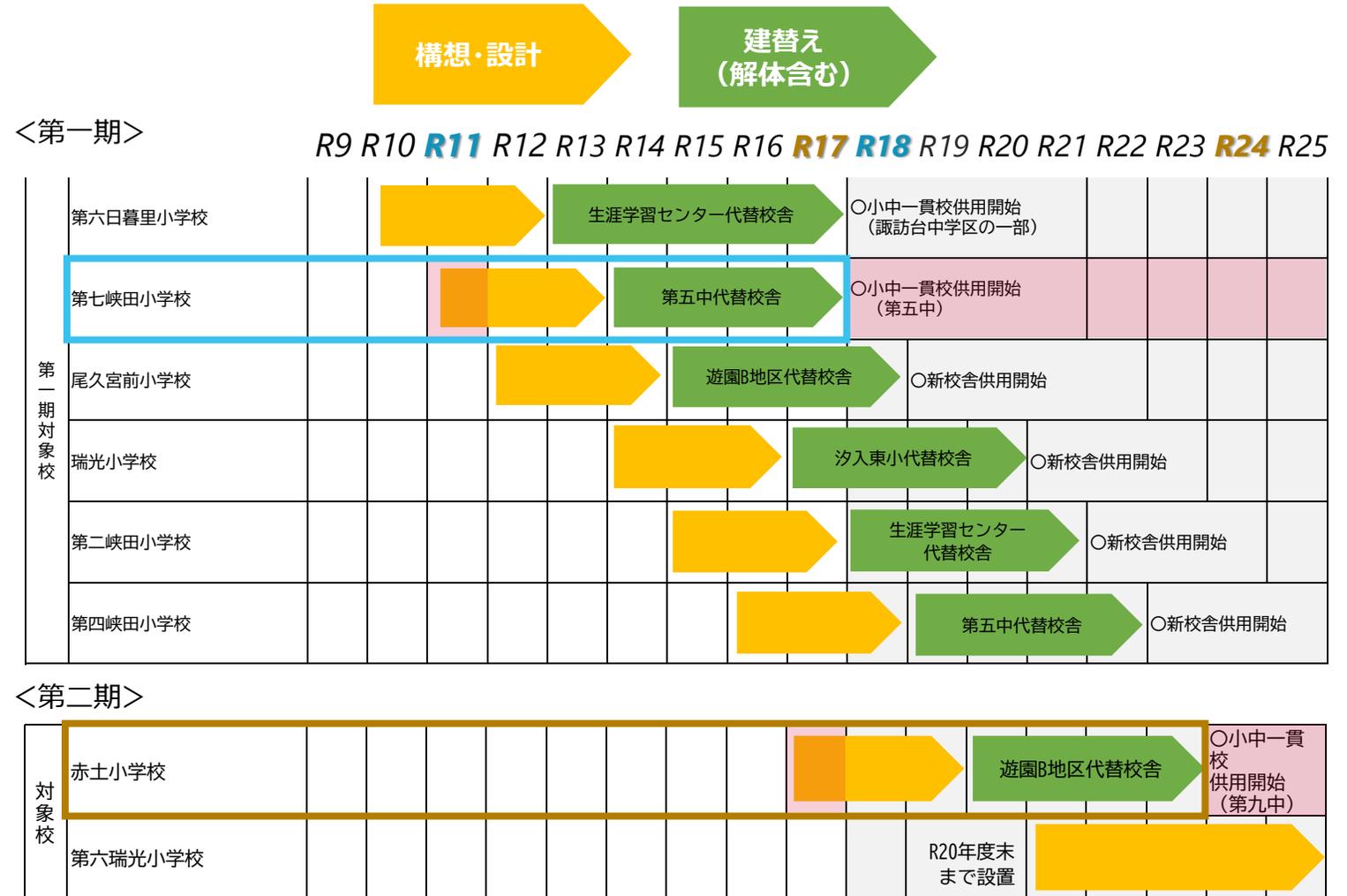
- 赤土小・第九中**

荒川遊園B地区の代替校舎を利用できるよう

R17 構想・設計着手

(2年後倒し)

開校をR22から R24 に変更



4 新たなロードマップの考え方

(3) 統合等に関して

汐入東小

- より丁寧に地域・保護者の皆さまと話し合う時間を確保するため
閉校時期 を 令和15年度末 とする (3年後倒し)

瑞光小

- 上記のことから、新校舎の供用開始 を 令和18年度 から 令和21年度 に変更
- 汐入東小代替校舎への バス通学は変更なし

第六瑞光小

- 瑞光小の新校舎が出来る前年度の 令和20年度末 まで教育活動を継続
- 汐入東小の代替校舎は 利用しない ため、バス通学はしない
- 既存校舎の解体後は、新たに多様な学びができるような場等 について検討

5 建替え期間中の対応

通学の方法

徒歩

代替校舎が歩ける範囲にある場合
[荒川区適正配置基準]

- ・小学校 1 km以内
- ・中学校 2 km以内

スクールバス

距離がある場合には、スクールバスの運行など、他自治体の事例も参考にしながら、区内の道路状況を踏まえて安全に通学できる方法を具体的に検討

子どもたちへのサポート

相談体制

建て替え期間中の児童生徒の心理的負担を軽減するため、
スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図る

興味・関心

校舎の建替えという特別な経験を前向きに捉えられるよう、工事見学などを通して、子どもたちの興味・関心を引き出す機会を検討

学校施設の利用

施設活用の方針

学校施設は地域の方にも様々な用途で利用されているため、
建替え期間中の利用については、各施設ごとに対応を検討

避難所

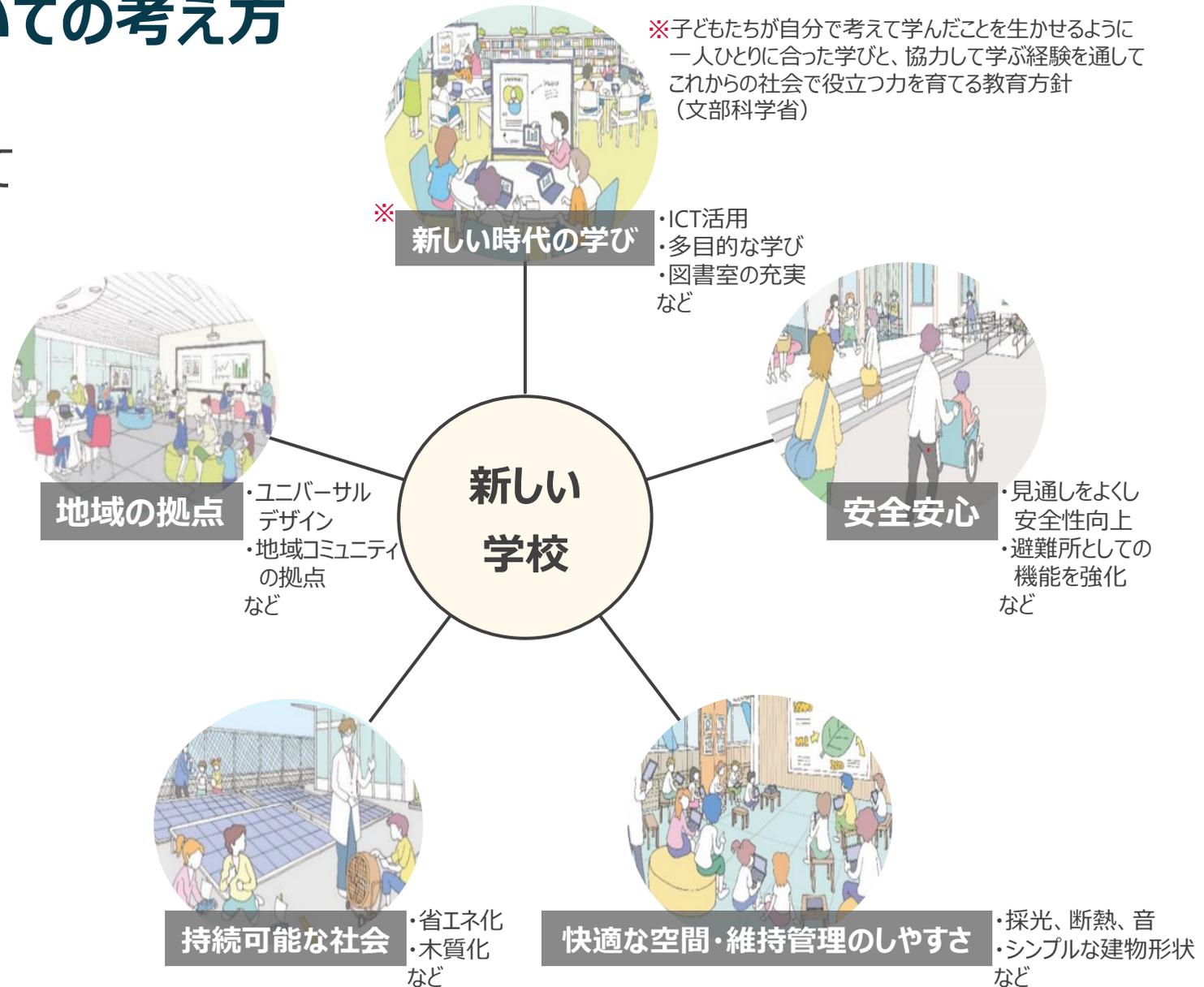
建替え対象校の近隣で、代替となる場所について関係部署と連携して検討
避難所が変更となる場合は、十分な周知期間を設け、混乱が生じないよう対応

6 教育の質の向上についての考え方

(1) 新しい学校の施設について

新しい学校の整備方針

- 右に示した5つの視点を基本に、伝統や個性、地域性等を考慮して、学校ごとに**特色のある活動**や**多様な教育活動を推進**できる校舎としていく
- 設計の際には地域の方々等も含めてどのような学校にしていくのか、議論する場やワークショップ等の開催も検討し、**地域一体となり**新しい学校を作っていく



6 教育の質の向上についての考え方

(2) 小中一貫教育について

小中一貫型小学校・中学校 義務教育学校との違い

区では、それぞれの組織体制が
形成できる、小中一貫型を検討

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
組織	小・中 それぞれ に教職員組織	1つ の教職員組織
教員免許	所属する 学校の免許	原則小中学校 両方 の免許
教育課程	9年間の系統性・体系性配慮がなされている教育課程の編成 9年間の教育目標の設定	
校名	<p>既存校名は 変わらない が、 学校全体を呼ぶための 通称名 を 小学校名と中学校名の前に付けるケー スが一般的</p> <p>例：○○学園+◇◇小・△△中 (※通称名+正式学校名)</p>	<p>既存の小学校と中学校の校名は 廃止 し、新たに 義務教育学校としての校名 をつける。</p> <p>例：○○学園 (※正式学校名)</p>

6 教育の質の向上についての考え方

(2) 小中一貫教育について

小中一貫教育のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 異学年との交流の機会が増える・ きめ細やかな指導により、中学校への進学に際して、子どもたちは速やかに順応できる・ 中1ギャップの緩和に寄与する	<ul style="list-style-type: none">・ 9年間、同一集団と生活することによる人間関係の固定化・ 中学生とともに生活することによる小学生高学年のリーダー性・主体性の育成の困難さ

デメリットにアプローチするため、荒川区が目指す小中一貫教育のすがたを次ページにまとめました！



6 教育の質の向上についての考え方 (2) 小中一貫教育について

{ 荒川区が目指す小中一貫教育のすがた }

9年間をとおした学び

指導の専門性と継続性によって
学びの意欲を引き出す

- 9年間の小中一貫教育カリキュラム
- 中学校の専門性を活用
- 荒川区の特色「英語教育」



中1ギャップの解消

進学不安を「期待」に変え
小中一貫教育校の強みとする

- 環境の継続
- 学習の予習
- 心の準備
- 異年齢交流の充実



豊かな人間性

9年間という長い時間軸の中で
人間関係を広げ、社会性を伸ばす

- 小学生の成長
- 中学生の成長



一貫した連携体制

学校と家庭が手を取り合って
見守る体制を構築する

- 一貫した相談体制
- 切れ目のない支援
- 複数クラスの確保



6 教育の質の向上についての考え方

(3) 少人数指導について

学習空間

新時代の「あらかわの学び」を支える柔軟な
学習空間の創出

- 少人数指導やグループ学習
へ柔軟に対応できる教室
 - 多様な学習形態を可能とする
スペース
- 
- 児童・生徒一人ひとりへ
「きめ細やかな指導」
 - 誰もが落ち着いて主体的に
学べる未来志向の学習環
境を整備



教育体制

ハードとソフトの両面で実現する
質の高い教育体制を構築

- 施設機能を最大限活用し
学校規模に応じた適切な
教職員配置を維持・充実
 - 習熟度別少人数指導を担う
教員を配置し、学級担任と
連携
- 
- 児童・生徒の可能性を最大
限に引き出す指導体制の充
実



6 教育の質の向上についての考え方

(4) 特別支援教育等の充実について

ハード面

建替えに合わせたハード面の充実

- 肢体不自由のある児童生徒の負担軽減等の観点から特別支援学級及び学級職員室を原則 1 階に配置
- 障がいの有無に関わらず日常的な交流や共同学習が促進される教室の配置
- 気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペース
- 多様な学習の場となり教室に入りづらい児童生徒の居場所となる登校サポートルーム



多様な学び

多様な学びができる場等について

- 様々な年齢や国籍の児童生徒が学べる場等を検討
(例)：不登校児童生徒が通える子どもの居場所、夜間学級等



都内他自治体のスクールバス事例

	A自治体	B自治体	C自治体
背景	校舎の大規模改修 [1年程度]	校舎の建替え [3年程度]	校舎の建替え [4年程度]
対象	小学校（650名程度）	中学校（100名程度）	中学校（170名程度）
代替校舎⇄本校舎の 距離・車での所要時間 ※所要時間は各地域の交通事情による	5.6km・25分程度	1.4km・10分程度	1.9km・10分程度
徒歩時間換算 ※小：3.6km/h、中：4.0km/hで換算	1時間35分	21分	29分
バス発着場所	登校時8か所 下校時5か所	4か所 ※うち2か所は既存バス停	登校時6か所 下校時4か所

運行体制 ～他自治体事例～

- 大手旅行会社が複数バス会社と添乗員・交通誘導員等を手配する
一括契約

- 乗車場所（バスの停車場所）

学校・警察・PTA・地域との協議

例) 大規模マンションの前、
既存コミュニティバスの停留所 など

- 運行ルート

交通量調査を実施し決定

- 時刻表

バス委託業者が試走のうえ設定

- 大型バス（補助席を含め53人乗り）
実質は補助席を使わず45人乗りで運行
- 添乗員さん(1台に1名)
運転手さん、お子さんが乗車します



狭い道や遅刻対応の巡回バスなどはマイクロバスも利用

安全対策 ～他自治体事例～

- バス 1 台に添乗員 1 名

- 添乗員と学校の連携

特別な配慮が必要なお子さんについて情報を共有
(保護者が付き添うこともできる)

- 保護者との連絡体制

遅刻時や出欠は「すぐーる」で連絡

- 児童の乗車管理

ICタグで管理 ※委託先システム

- 車内置き去り防止

ICカードのタッチによる乗降管理
位置情報と乗降記録をモニタリング

- 交通誘導員が交通整理



帽子のタグ（二次元バーコード）
を添乗員が読み込み、
学校と委託業者で児童が乗ったかどうか
確認できるようにしている※委託先システム



※画像はイメージです

荒川区も同様の連絡ツール
として「スクリレ」を利用中



交通誘導員の役割

- ・インカムで情報共有
- ・誘導旗や誘導棒使用
- ・バス誘導、車誘導で
役割分担

運行状況 ～他自治体事例～

■ 登校時

- 学校へ**直通運転**のみ
- 7:45～各乗車場所から出発
(児童の集合時刻は7:35～7:40)
- **遅刻者用に、巡回バスを運行**

■ 下校時

- **クラスごと**に乗る
- 習い事に配慮し**出発時間を調整**
- 13:05～/14:05～/14:55～
- 乗り込みの順番は**授業や行事で変動**



その他の対応 ～他自治体事例～

■ 児童の体調不良時の対応

- ・体調不良による早退時は**基本保護者がお迎え**
- ・症状が軽い場合は、**マスクを着用し**
バスの先頭に座る

■ バス酔い対策

- ・バス**前方に優先席**を設ける

■ 校外授業

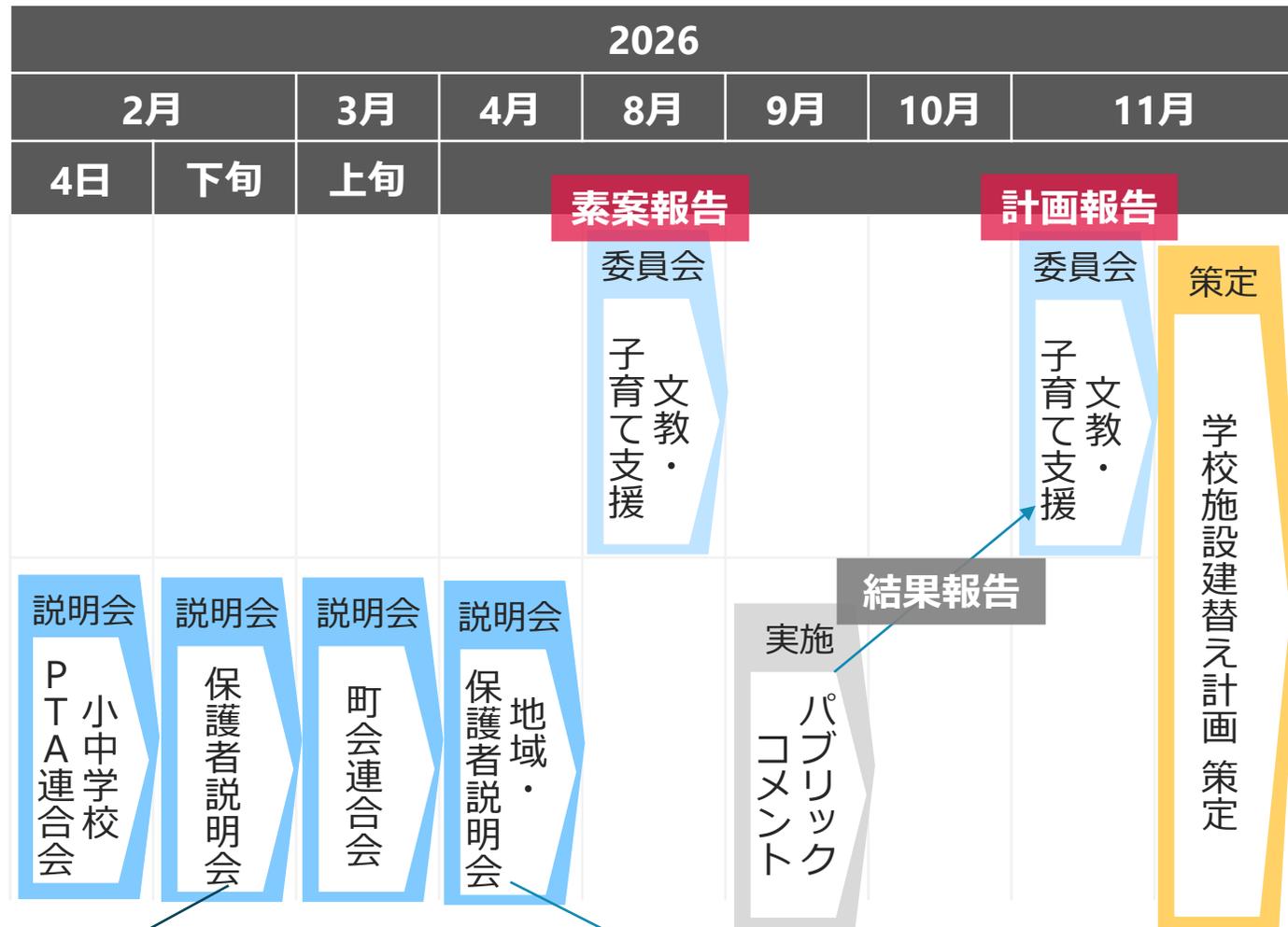
- ・代替校舎出発ではなく、本校舎の
近隣小学校や公園を出発地とする

■ 特別な措置

- ・**携帯電話の所持**
(保護者との連絡手段として、乗降したことが分かるように)
- ・オンライン授業
- ・行事や保護者会の自転車利用
- ・式典は保護者もバス利用ができる
- ・平日、休日運行の部活便



今後の予定



瑞光小・第六瑞光小・汐入小・汐入東小

第七峡田小・第五中・尾久宮前小

ご清聴ありがとうございました

